

ペルーの知的財産法

遠藤 誠¹

I はじめに

ペルー共和国（スペイン語では「República del Perú」。英語では「Republic of Peru」。以下「ペルー」という）は、南米大陸西部の太平洋岸に位置する共和国である。北はエクアドル及びコロンビア、東はブラジル及びボリビア、南はチリに接しており、西は太平洋に面する。ペルーの領土は、3つの地帯に大きく分けることができる。即ち、①太平洋岸の乾燥地帯である「コスタ」（南北に細長い。ペルー国民の半数が居住。ほぼ中央に首都リマがある）、②標高 5000～6000 メートル級のアンデス山脈が連なる高地である「シエラ」（インカ帝国の中心地であったクスコがある）、③アマゾン川上流の熱帯多雨林地帯である「セルバ」（アンデス山脈の東側）の3つである。ペルーでは、銅、鉛、亜鉛、銀及び金を多く産出するが、とくに銀の産出量は世界第2位の規模を誇っている。約 3255 万人いるペルー国民のうち、先住民が約 45%、メスチソ（先住民と白人の混血）が 37%、白人が 15% であり、その他、日系や中国系の移民もいる。公用語は、スペイン語のほか、先住民の言語であるケチュア語及びアイマラ語である²。このように、ペルーは、地域、民族、言語、文化等の面で多様性を有するという特徴がある。

ペルーは、古くからナスカ等の古代文明が栄え、インカ帝国の中心地であったが、インカ帝国は 1533 年にスペインのフランシスコ・ピサロに征服された。1542 年にはスペインの支配の下、ペルー副王領となり、メキシコ副王領とともに、スペインの南米大陸征服の拠点となった。しかし、1821 年、アルゼンチンから遠征したサン＝マルティン将軍がリマを解放したことにより、ペルーは独立を宣言した。

1879 年以降、アタカマ砂漠の硝石³鉱山をめぐり、チリとの「太平洋戦争」（スペイン語では「Guerra del Pacífico」）が勃発した。その結果、敗北したペルーは、南部の一部の領土をチリに割譲した。以後、ペルーとチリの関係は悪化した。

1968 年のクーデターにより、軍部が政権を掌握した。しかし、1980 年の総選挙により、12 年ぶりに民政に移管した。

1990 年には、日系人であるフジモリ氏が大統領に就任した。フジモリ大統領は左翼ゲリ

¹ えんどう まこと、弁護士・博士（法学）、BLJ法律事務所（<https://www.bizlawjapan.com/>）代表。

² 本稿におけるペルーの概要及び歴史については、『データブック オブ・ザ・ワールド 2019 年版』（二宮書店、2019 年）453～454 頁等を参照した。

³ 硝石は、火薬及び肥料の原料となることから、極めて重要な鉱物とされていた。

ラ⁴対策や治安回復に大きな成果を上げ、再選、三選を果たした。しかし、2000年には、フジモリ大統領が国会で罷免され、さらに殺人や汚職等の疑いで訴追された。2007年にフジモリ氏はチリで拘束された後、ペルーに移送され、結局、2010年のペルー最高裁判所判決において、軍による市民殺害の罪等に問われ、禁固20年の刑が確定した。

ペルーは、世界貿易機関（WTO）及びアジア太平洋経済協力（APEC）のほか、環太平洋パートナーシップ協定（TPP）交渉にも参加しており、他にも多くの国との間で自由貿易協定（FTA）、経済連携協定（EPA）⁵を締結し、自由貿易を推進する外交政策を進めている。また、ペルーは、他の南米諸国とともに、地域経済共同体を形成している。即ち、ペルーは、アンデス共同体（CAN）⁶の創設メンバー国であり、事務局はリマに置かれている。また、ペルーは、南米南部共同市場（メルコスール⁷。スペイン語では「MERCOSUR」）の準加盟国でもある。さらに、2012年には、ペルー、メキシコ、コロンビア及びチリは、中南米の太平洋沿岸国たる加盟国間の経済的統合、域内での物品・サービス・資本・ヒトの移動の自由の達成、アジア太平洋地域との関係強化を目指して、「太平洋同盟」（スペイン語では「Alianza del Pacífico」）を設立した⁸。

ペルーの法制度⁹は、いわゆる「大陸法系」に属し、成文法を法体系の中心に置いている。ペルーは歴史的にスペインとの繋がりが深く、また、公用語はスペイン語であることから、ペルーの法制度は多くの点で、スペインの法制度の影響を受けているほか、フランス法等、他の欧州諸国や米国の法制度の影響を受けている。ペルーは、1821年の独立以降、法典編纂の作業を精力的に行い、とくに19世紀末から20世紀初めにかけて、主要な法典をほと

⁴ とくに1980年代以降、極左武装組織であるセンデロ・ルミノソが活発にテロ行為を行っていたが、幹部等の逮捕・摘発により、弱体化した。1996年にはトゥパク・アマル革命運動（MRTA）の武装グループが、日本大使館公邸に侵入するという事件が発生したが、犯人は全員射殺された。

⁵ 日本とペルーの間の経済連携協定（EPA）は、2011年5月に署名され、2012年3月に発効した。

⁶ アンデス共同体の域内では関税が撤廃されてアンデス自由貿易圏が形成され、また、対外的には共通関税（関税同盟）を実施している。アンデス共同体の現在の加盟国は、ペルー、ボリビア、ペルー及びエクアドルの4か国であり、準加盟国は、アルゼンチン、ブラジル、パラグアイ、ウルグアイ及びチリの5か国である。

⁷ メルコスールは、域内での関税撤廃と域外共通関税を実施することを目的として、1995年に発足した。メルコスールの現在の加盟国は、ブラジル、アルゼンチン、ウルグアイ、パラグアイ、ボリビア及びベネズエラ（但し、2017年8月、メルコスールは、ベネズエラを無期限の資格停止処分とした）の6か国であり、準加盟国は、ペルー、ペルー、エクアドル、ガイアナ、チリ及びスリナムの6か国である。現在、アンデス共同体とメルコスールの自由貿易地域創設に向けた交渉が行われている。

http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/latinamerica/keizai/andes/andina_gaiyo.html

⁸ <http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/latinamerica/kikan/taiheijo.html>

⁹ ペルーの法制度の概要については、遠藤誠著「世界の法制度〔米州編〕第7回 ペルー」（『国際商事法務 Vol.45, No.11』（国際商事法研究所、2017年）所収）を参照されたい。

んど整備した¹⁰。但し、「自由主義的、個人主義的な法制度の導入は、インディオ共同体の共有地の概念と実態を無視したものであり、大地主による共有地への侵食を法的に助けることにつながった」との指摘もある¹¹。

成文法主義を採るペルーの法制度における法源は、①憲法、②条約、③法律、④行政命令（大統領令、大統領決議、大臣決議等）に大きく分けられる。慣習は法源性が認められることがあるが、判例及び学説については、一般に、法源性は否定されている¹²。

日本とペルーの相互交流が活発になり¹³、日本企業のペルー進出が増加するに伴い、日本企業がペルーにおける法律問題に直面する可能性も大きくなっている。その意味で、ペルーの知的財産法制度、実務運用及び改正動向等について知ることは、非常に重要であるといえる。そこで、本稿では、ペルーの知的財産法制度の概要を紹介することとしたい¹⁴。

II 知的財産法全般

ペルーの知的財産法制度は、基本的に、アンデス共同体の決議により形作られている。アンデス共同体の決議には、「共通知的財産制度」（決議第486号）¹⁵、「著作権及び著作隣接権に関する共通規定」（決議第351号）¹⁶、「新種植物育成者権の保護に関する共通規定」（決議第345号）¹⁷、「共通遺伝資源アクセスに関する共通制度」（決議第391号）¹⁸等がある。アンデス共同体の加盟国においては、アンデス共同体の上記各決議が直接適用されるが、各加盟国では知的財産権に関する各種の法令が制定されている（ペルーでは、産業財産法が制

¹⁰ 遅野井茂雄著「ペルーの法制度」（『ラテンアメリカ諸国の法制度』（アジア経済研究所、1988年）所収）191頁。

¹¹ 遅野井・前掲書189頁。

¹² 遅野井・前掲書210～215頁。

¹³ ペルーと日本との時差は14時間であり、季節は逆になる。多くの日本人にとって、ペルーは地球のほぼ反対側にある遠い国であるが、先住民はもともとベーリング海峡を渡つて移住したアジア人であり、今でも先住民の子供には蒙古斑があるし、日本人と同じような顔つきをした先住民も少なくない。また、日本の食卓に乗ることも多いジャガイモやトマトの原産地はアンデス山脈であるといわれている。多くの日本人にとって、マチュピチュ遺跡、ナスカの地上絵、「コンドルは飛んでいく」のメロディー等は馴染みがあると思われる。また、かつて、日系人であるアルベルト・フジモリ氏が大統領であったように、多くの日系移民の子孫がペルーに暮らしている反面、ペルーから日本に出稼ぎに来るペル一人も数多い。ペルー沖で海水温が上昇するエルニーニョ現象（スペイン語では「El Niño」）が発生すると、世界中で天候異常を引き起こし、その影響は日本にも及ぶ。このように、さまざまな意味で、日本とペルーは身近な関係にあるといえる。

¹⁴ 本稿の執筆にあたっては、主に、ウェブサイト「世界の産業財産権制度および産業財産権侵害対策概要ミニガイド」の「ペルー」の「制度ガイド」等を参照した。

<https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/iprsupport/miniguide.html>

¹⁵ <http://www.sice.oas.org/Trade/Junac/Decisiones/dec486e.asp>

¹⁶ <http://www.sice.oas.org/Trade/Junac/Decisiones/dec351e.asp>

¹⁷ <http://www.sice.oas.org/Trade/Junac/Decisiones/dec345e.asp>

¹⁸ <http://www.sice.oas.org/Trade/Junac/Decisiones/dec391e.asp>

定・施行されている¹⁹⁾。アンデス共同体の加盟国において特許権や商標権を出願・登録しようとする場合、加盟国ごとに出願・登録を行うことになる²⁰⁾。

アンデス共同体の「共通知的財産制度」(決議第486号)は、特許及び商標等の知的財産権について方式要件及び実体要件を詳細に規定し、各加盟国の法制度を拘束している。その主な体系は、表1のとおりである。

表1：アンデス共同体の「共通知的財産制度」(決議第486号)の主な体系²¹⁾

第1編 総則		第1条～第13条
第2編 特許	第1章 特許の要件	第14条～第21条
	第2章 特許権者	第22条～第24条
	第3章 特許の出願	第25条～第37条
	第4章 出願の手続	第38条～第49条
	第5章 特許により付与される権利	第50条～第58条
	第6章 特許権者の義務	第59条～第60条
	第7章 強制ライセンスの制度	第61条～第69条
	第8章 特許付与後の行為	第70条～第74条
	第9章 特許の無効化	第75条～第79条
	第10章 特許の消滅	第80条
第3編 実用新案		第81条～第85条
第4編 半導体集積回路配置	第1章 定義	第86条
	第2章 半導体集積回路配置の保護の要件	第87条
	第3章 所有権者	第88条
	第4章 登録の出願	第89条～第92条
	第5章 出願の手続	第93条～第96条
	第6章 登録により付与される権利	第97条～第105条
	第7章 ライセンスの制度	第106条～第107条

¹⁹⁾ペルーの産業財産法の和訳は、下記ウェブページに掲載されている。

<https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokujii/peru-sangyou.pdf>

なお、2018年9月7日までの改正が反映された産業財産法が、WIPOの下記ウェブページに掲載されている。

<https://wipolex.wipo.int/en/legislation/details/18749>

²⁰⁾カラペト・ホベルト著「コロンビアとペルーから見るアンデス共同体知的財産制度」(『知的財産フォーラム Vol.106』(知的財産研究教育財団、2016年)所収)59～66頁。

²¹⁾アンデス共同体の「共通知的財産制度」(決議第486号)の英語版は、下記ウェブページに掲載されている。

<http://www.sice.oas.org/Trade/Junac/Decisiones/dec486e.asp>

	第8章 登録の無効化	第108条～第112条
第5編 工業意匠	第1章 保護の要件	第113条～第116条
	第2章 登録の手続	第117条～第127条
	第3章 登録により付与される権利	第128条～第133条
第6編 商標	第1章 登録の要件	第134条～第137条
	第2章 登録の手続	第138条～第151条
	第3章 商標により付与される権利及び制限	第152条～第160条
	第4章 商標のライセンス及び譲渡	第161条～第164条
	第5章 登録の取消	第165条～第170条
	第6章 登録の放棄	第171条
	第7章 登録の無効化	第172条～第173条
	第8章 登録の消滅	第174条
第7編 広告スローガン		第175条～第179条
第8編 団体商標		第180条～第184条
第9編 証明商標		第185条～第189条
第10編 トレードネーム		第190条～第199条
第11編 ラベル又はエンブレム		第200条
第12編 地理的表示	第1章 原産地名称	第201条～第220条
	第2章 原産地表示	第221条～第223条
第13編 著名で識別力のある標章		第224条～第236条
第14編 所有権主張行為		第237条
第15編 権利侵害に対する行為	第1章 所有権者の権利	第238条～第244条
	第2章 暫定措置	第245条～第249条
	第3章 国境措置	第250条～第256条
	第4章 刑事措置	第257条
第16編 産業財産権に関する不正競争	第1章 不正競争行為	第258条～第259条
	第2章 営業秘密	第260条～第266条
	第3章 不正競争に対する権利行使	第267条～第269条
最終規定		第270条～第274条

補充規定		第275条～第280条
経過規定		第1条～第3条

ペルーは、知的財産権に関する多くの国際条約にも加盟している。例えば、工業所有権の保護に関するパリ条約、WIPO 設立条約、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS 協定）、特許協力条約（PCT）、商標法条約、文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約、万国著作権条約、WIPO 著作権条約、実演家等保護のためのローマ条約、許諾を得ないレコードの複製からのレコード製作者の保護に関する条約、植物新品種の保護に関する国際条約（UPOV 条約）等である。

知的財産権に関連するペルーの政府機関のうち最も主要なものである公正競争・知的財産保護庁（スペイン語名称は「El Instituto Nacional de Defensa de la Competencia y de la Protección de la Propiedad Intelectual」、英語名称は「The National Institute for the Defense of Competition and the Protection of Intellectual Property」、略称は「INDECOPI」）²²は、首都リマに設立され、特許出願、実用新案出願、意匠出願、商標出願の審査等の業務を行っている。また、著作権登録に関しては、INDECOPI 著作権局が管理する国家著作権・著作隣接権登録局が業務を行っている²³。

III 特許・実用新案

1 概要

前述したとおり、特許・実用新案については、アンデス共同体の「共通知的財産制度」（決議第486号）に規定されている。「共通知的財産制度」における規定の大部分は、特許に関するものであるため、本稿では、まず特許について概要を説明し、その後、実用新案の特徴を紹介することとしたい²⁴。

2 発明

「共通知的財産制度」によると、①発見、科学理論及び数学的方法、②自然生物のゲノム又は生殖細胞を含む、自然界の生物、自然生物学的プロセス、自然界に存在し又は孤立している生物学的物質の全体又は一部、③著作権で保護されている、文学作品、芸術作品、及びその他の作品、④知的活動、遊戯、経済事業活動の計画、規則又は方法、⑤コンピュータ・プログラム又はソフトウェアそのもの、⑥情報のプレゼンテーションの方法は、「発明」に

²² https://indecopi.gob.pe/web/indecopi_ingles/sobre-el-indecopi

²³ <https://registromarcasperu.com/english/copyright-peru.html>

²⁴ 本稿の「特許・実用新案」の部分の執筆にあたっては、ウェブサイト「世界の産業財産権制度および産業財産権侵害対策概要ミニガイド」の「ペルー」の「制度ガイド」5頁～16頁を参照した。

https://www.jpo.go.jp/index/kokusai_doukou/iprsupport/miniguide/index.html

は該当しない²⁵。

発明に特許権が付与されるためには、①新規性、②進歩性、③産業上利用可能性が必要である。新規性については、絶対的新規性が採用されており、出願日又は優先日前に世界のいずれかの国・地域において公表され、公衆に利用可能とされた発明は、新規性を喪失する。但し、出願日又は優先日前1年以内に、特許を受ける権利を有する者が、発明を公表した場合等は、新規性を喪失しない。

3 出願

ペルーは、日本と同様に、先願主義を採用している。

ペルーに居所又は事業拠点を有しない出願人は、ペルーの現地代理人を選任しなければならない。

出願手続で使用される言語は、原則として、スペイン語である。

4 審査

出願後は、まず方式要件について審査される。

INDECOPPIが、出願につき方式要件を満たしていないと判断した場合、その旨を出願人に通知する。これに対し、出願人は、通知発行日から2か月以内（請求により、さらに2か月の延長が1回だけ可能）に補正をする必要がある。もし出願人が適切に補正をしなかつた場合、出願は拒絶される。

方式要件を満たす出願は、出願日又は優先日から18か月経過後に公開命令が発布され、出願人は当該公開命令を受領した後30日以内に、公報に出願公開を行わなければならない。

特許出願については、方式審査のほか、新規性、進歩性及び産業上利用可能性等についての実体審査が行われる。

ペルーでは、審査請求制度が採用されており、出願人は出願公開日から6か月以内に審査請求を行わなければならない。期限内に審査請求しなかった場合には、出願は放棄されたものとみなされる。

審査官は、出願人に対し、対応する外国出願における審査結果等の写しを提出するよう要求する通知を発することができる。当該通知日から3か月以内に、出願人は、当該写しを審査官に提出しなければならない。

審査の結果、出願に係る発明が、新規性、進歩性及び産業上利用可能性のいずれかの要件を満たしていない等、特許要件を満たしていないと判断された場合、拒絶理由通知が発行される。出願人は、拒絶理由通知日から60業務日以内に（請求により、さらに30業務日の延長が1回だけ可能）、拒絶理由通知に対して、補正書・意見書を提出して応答する必要がある。

²⁵ 本稿における「共通知的財産制度」（決議第486号）の記述にあたっては、下記ウェブページに掲載されている和訳を参照した（以下同じ）。

https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokujii/ketsugi_486.pdf

ある。提出された補正書・意見書によっても、依然として拒絶理由が解消されていないと判断された場合、最終的に拒絶査定が発行される。

出願人は、拒絶査定の発行日から 5 業務日以内に、INDECOPI に対し、不服申立てを行うことができる。

なお、日本の特許庁とペルーの INDECOPI は、2017 年 11 月 1 日から特許審査ハイウェイ (PPH) 試行プログラムを実施している。

5 特許付与

特許要件を全て満たしていると判断された場合は、出願人に対し、特許付与査定の通知が発行される。

特許権は登録日から発生し、その存続期間は出願日から 20 年である。

「共通知的財産制度」は、特許の強制ライセンス制度について規定を置いている。即ち、特許権付与後 3 年と特許出願後 4 年のいずれか長い期間において、特許権者が、アンデス共同体のいずれかの加盟国内（ペルー国内に限らない）で、特許製品の製造又は特許方法の使用を開始していない場合、第三者は、当該特許の強制ライセンスを請求することができる。

6 実用新案

ここでは、実用新案に特徴的な点について述べたい。

「共通知的財産制度」によると、実用新案とは、「機器、道具、器具、装置若しくはその他の対象物、若しくはそれらの部品の新しい形、形状、又は構成要素の配列であり、それを包含した物の作用、使用、又は製造にとって改良された或いは異なったものをもたらし、又はそれに利便性、利点若しくは以前になかった技術的効果を与えるもの」をいう。美的特徴のみを有する三次元作品、建築作品や対象物、特許の保護から除外された方法や物は、実用新案として保護を受けることはできない。

実用新案権が付与されるためには、特許権の場合と同様、新規性が必要とされている。新規性は、絶対的新規性が採用されており、出願日又は優先日前に世界のいずれかの国・地域において公表され、公衆に利用可能とされた発明は、新規性を喪失する。但し、出願日又は優先日前 6 か月以内に、特許を受ける権利を有する者が発明を公表した場合等は、新規性を喪失しない。

実用新案登録の出願人は、当該出願につき、発明特許出願又は工業意匠登録出願への変更申請を行うことができる。

実用新案の場合も、特許の場合と同様、方式審査の後、実体審査が行われる。ペルーでは、審査請求制度が採用されているため、出願人は出願公開日から 3 か月以内に審査請求を行わなければならない。期限内に審査請求しなかった場合には、出願は放棄されたものとみなされる。

審査の結果、実用新案の要件を全て満たしていると判断された場合、出願人に対し、実用

新案登録が付与される。他方、実用新案のいずれかの要件を満たしていないと判断された場合、出願人に対し、拒絶理由通知が発行される。出願人は、拒絶理由通知に対して、補正書・意見書を提出して応答することができる。提出された補正書・意見書によっても、依然として拒絶理由が解消されていないと判断された場合、最終的に拒絶査定が発行される。

実用新案権は登録日から発生し、その存続期間は出願日から 10 年である。

IV 意匠

1 要件

「共通知的財産制度」によると、工業意匠とは、「製品の本来の目的や使用方法を変更しない、線図の配列、色彩の組み合わせ、二次元又は三次元の外形、線図、輪郭線、形状、構造又は材料から生じる製品の特殊な外見」をいう²⁶。

なお、ペルーでは、部分意匠制度は認められていない。

2 出願

ペルーでは、日本と同様に、先願主義を採用している。

ペルーに居所又は事業拠点を有しない出願人は、ペルーの現地代理人を選任しなければならない。

3 審査

出願後は、方式要件に合致しているか否か、明らかに新規性を欠如していないか否かについて審査される。

不登録事由としては、①意匠の定義を満たしていないこと、②新規性を欠如していること、③ペルーにおける商業的実施が道徳又は公序良俗を保護するために禁止されていること、④外観が本質的に技術的思考又は技術的機能の実行によって定められており、創作者の関与が不要であること等が挙げられる。

新規性については、絶対的新規性が採用されており、出願日又は優先日前に世界のいずれかの国・地域において公表され、公衆に利用可能とされた意匠は、新規性を喪失する。

全ての意匠出願が審査対象となるため、審査請求制度は採用されていない。

4 登録

意匠登録拒絶査定を不服とする出願人は、INDECOPIに対し、再考申請書を提出し、また、不服申立てを行うことができる。

²⁶ 本稿の「意匠」の部分の執筆にあたっては、ウェブサイト「世界の産業財産権制度および産業財産権侵害対策概要ミニガイド」の「ペルー」の「制度ガイド」17 頁～21 頁を参照した。https://www.jpo.go.jp/index/kokusai_doukou/iprsupport/miniguide/index.html

登録要件を全て満たしていると判断された場合は、出願人に対し、意匠登録査定の通知が発行される。

意匠権は登録日から発生し、その存続期間は出願日から 10 年である。意匠権の存続期間の更新は、認められない。

V 商標

1 商標

「共通知的財産制度」によると、「商標」とは、市場において商品・役務を区分することができる標章で、視覚的に表示可能なものをいう。商標の対象となるものとしては、①言葉、又は言葉の組み合わせ、②画像、肖像、記号、図形、ロゴタイプ、モノグラム、ポートレート、ラベル、紋章及び盾形紋、③音及び匂い、④文字及び数字、⑤輪郭の色、又は色の組み合わせ、⑥商品の形状、容器又は包装、⑦上記標章又は要素のいずれかの組み合わせが挙げられる²⁷。立体商標、団体商標及び証明商標のほか、新しい商標（色、味、触覚、音、匂い）も認められている。

2 出願

ペルーは、先願主義及び一商標多区分制を採用している。

ペルーは「標章の国際登録に関するマドリッド協定議定書」に加盟しているため、マドリッド出願によりペルーでの商標登録を受けることができる。

ペルーに居所又は事業拠点を有しない出願人は、ペルーの現地代理人を選任しなければならない。

3 審査

出願後は、まず、方式要件について審査され、次に、不登録事由等についての実体審査が行われる。方式審査を通過した商標登録出願の全件につき実体審査が行われるため、審査請求制度は採用されていない。

出願された商標が方式要件を満たす場合、商標登録出願は公告される。利害関係人は、当該公告日から 30 業務日以内に異議申立てを行うことができる。異議申立てがあった場合、出願人は、異議申立ての通知を受けてから 30 業務日以内に、意見書及び証拠を提出することができる。

実体審査は、絶対的不登録事由（識別性を有しないこと、公序良俗に反すること、一般名称のみからなること等）及び相対的不登録事由（第三者の先行商標と同一又は類似の商標で

²⁷ 本稿の「商標」の部分の執筆にあたっては、ウェブサイト「世界の産業財産権制度および産業財産権侵害対策概要ミニガイド」の「ペルー」の「制度ガイド」22 頁～26 頁を参考した。https://www.jpo.go.jp/index/kokusai_doukou/iprsupport/miniguide/index.html

あり同一又は混同を引き起こす商品・役務であること等)について行われる。

出願された商標が不登録事由に該当する場合は、出願人に対し、拒絶理由通知が送付される。出願人は、通知日から所定期間内に、意見書及び補正書を提出し、拒絶理由を解消しなければならない。意見書及び補正書の提出により拒絶理由が解消されたと審査官が判断したときは、登録査定を受けることになる。他方、依然として拒絶理由が解消されていないと審査官が判断したときは、最終的に、出願は拒絶されることになる。

拒絶査定を受けた出願人が当該査定に不服である場合は、不服申立てを行うことができる。

4 登録

商標権は登録日から発生し、その存続期間は登録日から 10 年であり、10 年ごとに何回でも更新が可能である。更新申請は、原則として、期間満了前 6 か月以内に行わなければならぬ。

出願時には、出願人は、当該商標の使用義務を負わない。しかし、登録後、正当な理由なく、アンデス共同体のいずれかの加盟国内（ペルー国内に限らない）で、登録商標が継続して 3 年以上使用されていない場合、第三者は、当該商標登録の取消しを請求することができる。

商標登録の更新時には、当該商標の満了日前の 5 年以内に当該商標を使用したことの使用宣誓書を提出する必要がある（なお、更新時に使用証拠を提出する必要はない）。使用宣誓書を提出しない場合、商標登録が取り消されることになる。使用宣誓は、区分に関係なく、いずれか一つの商品又は役務についてのもので足りる。

VI 著作権

著作権に関する法制度は、アンデス共同体の「著作権及び著作隣接権に関する共通規定」（決議第 351 号）及びペルーの著作権法²⁸等において規定されている。

ペルーにおいて著作権の保護対象となる著作物は、科学、文学又は芸術というように全ての分野の知的創作物が保護対象とされており、複製される媒体の種類には関わらない。

著作権には、財産的著作権及び著作者人格権（氏名表示権、同一性保持権、公表権）が含まれる。また、著作隣接権も認められている。

アンデス共同体の「著作権及び著作隣接権に関する共通規定」（決議第 351 号）によると、著作権は、著作者の生存期間中及びその者の死亡後 50 年間、法人著作の場合は公表後 50 年間以下の期間、保護されることとされている。しかし、ペルーの著作権法によると、著作権は、著作者の生存期間中及びその者の死亡後 70 年間保護される。

²⁸ ペルーの著作権法の和訳は、下記ウェブページに掲載されている。

<http://www.cric.or.jp/db/world/peru.html>

ペルーは、ベルヌ条約、万国著作権条約及びWIPO著作権条約等に加盟している。外国の著作物についてペルーで著作権の保護を受けるためには、当該著作物が最初に公表された外国の著作権保護要件、又はペルーが加盟している条約の著作権保護要件を満たす必要がある。そのような保護要件を満たしていれば、日本を含む加盟国の著作物の著作権はペルーでも保護される。但し、「著作権及び著作隣接権に関する共通規定」又はペルーの著作権法で定められた著作権保護期間を超えることはできない。

VII 営業秘密

「共通知的財産制度」によると、「営業秘密」とは、「自然人又は法人が合法的に保持している、生産上、産業上又は商業上の活動において使用され、第三者への伝達が可能な未公開の情報」であって、以下に該当するものをいう。①全体的に、又はその要素の正確な構成及び組み合わせにおいて、当該情報を通常取り扱う業界の者にあまり知られておらず、容易に入手できない秘密であること、②その秘密性に商業上の価値があること、及び③それを秘密にしておくために、正当な権利者側につき、妥当な手段の対象とされることである。

営業秘密侵害行為としては、①契約上又は雇用関係から発生した守秘義務の対象となっている営業秘密を、正当な権利者の許可なしに利用すること、②自己又は第三者の利益を確保するため、又は権利者に不利益を与えるために、権利者の許可なしに、上記営業秘密について伝達又は公開すること、③法令又は適切な商取引慣行に反する手段によって営業秘密入手すること、④上記手段によって入手した営業秘密を利用、伝達、又は公開すること等が挙げられる。営業秘密の入手が、産業スパイ活動、契約又はその他の義務の不履行、信頼を裏切る行為、背信行為、忠実義務の不履行、又はこれらのいずれかの行為に他者を従事させたことによるものである場合は、「適切な商取引慣行に反する手段によって営業秘密を入手したものとみなされる。

技術ライセンス契約等において、そこに含まれる技術秘密を保護するために、守秘義務条項を規定することは認められる。但し、当該条項は自由競争に関する規定に反してはならないものとされている。

VIII エンフォースメント

1 総説

ペルーにおける知的財産権侵害に対する救済手段としては、主に、行政的手段、民事的手段、刑事的手段及び税関での差止めがある。

ペルーは、知的財産法制度の整備だけでなく、実際のエンフォースメントについても積極的に努力を行ってきており、なお改善の余地があるのが現状である。

2 行政的手段

ペルーでは、産業財産権の侵害があった場合、所轄行政当局に知的財産権侵害行為の行政取締りの申立てを行うことが可能である。

ペルーの産業財産法（2016年改正）95条の規定によると、所轄行政当局は、①予備調査を行うこと、②職権又は当事者の請求により、侵害手続を開始すること、③現地調査を行い、他の証拠を処理すること、④決定の効力を保証する目的で、手続内で又は手続とは別に予防的措置を命じること、⑤両当事者を調停審理に召喚すること、⑥産業財産権を保護するための制裁を命じること、及び⑦所轄行政当局が有効な規範的規定に基づき付与された他の権限を行使することという権限を有する。また、同法122条の規定によると、所轄行政当局は、①侵害を構成する行為の中止、②侵害（侵害のために用いた素材及び手段を含む）から生じた製品（梱包、包装、ラベル、印刷物又は広告その他の素材を含む）の商流からの撤退、③上記の製品、素材又は手段の輸入又は輸出の禁止、④侵害の継続又は反復を防ぐために必要な措置、⑤上記の製品、素材又は手段の破棄、又は被告の施設の一時的又は最終的な閉鎖、⑥被告の施設の一時的又は最終的な閉鎖、⑦手続を終結する決定の公告及びその関係人に對する通知という最終措置をとることができる²⁹。

なお、行政当局への行政取締りの申立ての場合は、被疑侵害者に対する損害賠償請求ができるない。被疑侵害者に対し損害賠償を請求するためには、あらためて裁判所に民事訴訟を提起する必要がある（産業財産法129条）。

3 民事的手段

上述のとおり、権利者は、被疑侵害者に対し損害賠償請求をするために、裁判所に民事訴訟を提起することができる。

ペルーの司法裁判所には、最高裁判所、控訴裁判所、第一審裁判所があり、その他に、治安裁判所（事案及び係争額に応じて、法曹資格を持つ裁判官が審理する場合と、持たない市民裁判官が審理する場合がある）もある。ペルーの民事訴訟制度では、「三審制」が採られている。民事訴訟を提起する前に、調停による解決を試みることが義務付けられている。通常の訴訟手続においては、当事者が主張書面及び証拠を提出し、裁判官による審理を経て、判決が下される。ペルーの民事訴訟では、陪審制は採用されていない。第一審裁判所の判決に対して不服がある者は、控訴裁判所に控訴することができる。近時、ペルーにおいては、裁判官の汚職及び訴訟の長期化が大きな問題となっている。

また、アンデス共同体の決議の解釈が争点となるような法的紛争は、アンデス司法裁判所に訴訟提起することができる。アンデス司法裁判所は、エクアドルのキトにあり、4名の裁判官により構成される。アンデス司法裁判所には、アンデス共同体の各加盟国の特許庁の審

²⁹ 本稿における「産業財産法」の規定の記述にあたっては、下記ウェブページに掲載されている和訳を参照した。

<https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokujii/peru-sangyou.pdf>

決に対する法的紛争が持ち込まれることが多く、2007年に当該裁判所が取り扱った訴訟事件のうち、商標関連が87%、特許関連が8%であった³⁰。

4 刑事的手段

商標権又は著作権を侵害された権利者は、被疑侵害者の行為が犯罪に該当する可能性があると考える場合、警察又は検察庁に対し告訴状及び証拠等を提出することにより、刑事告訴を行うことができる。例えば、刑法典³¹216条から221条は、著作権又は著作隣接権を侵害した者の刑事责任を規定しており、刑罰として、主に、禁固及び日数罰金を規定している。このような刑事的手段は、警察・検察が被疑侵害者に対し、逮捕・勾留、捜索・差押等の強制処分を行うことにより、侵害行為の停止を比較的短期間で実現できる可能性があるため、事案によっては強力な手段となり得る。しかし、ペルーにおける実務運用上、どの程度の効果があるかについて、慎重に検討する必要がある。

2016年8月1日には、知的財産権、関税、税務及び環境に関する犯罪に特化した刑事裁判所が設立された。この刑事裁判所は、知的財産権、関税、税務及び環境に関する刑事訴訟案件を迅速かつ効率的に処理することを目的として、首都リマとカヤオ（Callao）に設立され、第一審及び第二審を管轄する³²。

5 税関での差止

商標権者及び著作権者にとっては、税関での差止も有効な手段であるといえる。即ち、商標権又は著作権の侵害物品が輸入、輸出又はトランジットされようとしている場合、商標権者又は著作権者は、ペルー税関監督庁に対し、税関での差止を申し立てることができる。また、税関による職権での差止も認められている。

権利の登録はペルー税関監督庁に対して行うが、この権利の登録の存続期間は1年間であるため、毎年更新しなければならない³³。

ペルー税関での差止の大まかな流れは、①税関による被疑侵害物品の発見及び権利者への通知、②権利者による現物検査等の対応、③権利者から税関への差止・廃棄の請求、④税関による輸入差止・廃棄処分となる。

³⁰ カラペト・前掲書60~61頁。

³¹ ペルーの最初の刑法典は、スペイン刑法を継承した1850年刑法典であった。1924年には、新しい刑法典に取って代わられた。現行の刑法典は、1991年に公布・施行されたものである。現行の刑事訴訟法典は、2004年に公布・施行されたものである。

³²

<http://www.mondaq.com/Peru/x/514040/Trademark/Creation+of+Criminal+Court+specified+in+Intellectual+Property+in+Peru>

<https://www.export.gov/article?id=Peru-Protecting-Intellectual-Property>

³³ カラペト・ホベルト著「中南米での不競法・著作権の活用 一模倣品対策として」（『知財管理 Vol.67 No.3』（日本知的財産協会、2017年）所収）403頁。

IX おわりに

以上、ペルーの知的財産法制度の概要を紹介したが、ペルーの知的財産法については、米国・EU・中国の知的財産法に比べ、日本語による情報が非常に少ないので現状である。また、ペルーの知的財産に関する法令は、スペイン語で記述されており、日本の知的財産法制度とは異なる点も少なくないため、日本の実務家にとって理解が困難である面がある。

しかし、豊富な資源と労働力及び潜在的な巨大市場を有するペルーの重要性及び今後の発展可能性等を考えると、今後も、ペルーの知的財産法の動向については引き続き注視していく必要があろう。

※ 初出：『特許ニュース No.14997』（経済産業調査会、2019年、原題は「世界の知的財産法 第28回 ペルー」）。

※ 免責事項：本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするものであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。